

仕訳の決まり

仕訳は、取引を「借方」（左側）と「貸方」（右側）に分けて記帳しますが、借方になるか貸方になるのかは、仕訳のルールに基づいて決まってきます。

1

仕訳のルール

(1) 仕訳の対象となる取引

仕訳の対象となる取引とは、「資産」「負債」「純資産」「収益」「費用」を増加させたり、減少させたりする取引のことをいいます。この取引には、必ず原因と結果があることは前に述べたと思います。

この取引の組合せを考えると次のような関係となります。

(借方)	(貸方)
資産の増加	資産の減少
負債の減少	負債の増加
純資産の減少	純資産の増加
収益の減少	収益の増加
費用の増加	費用の減少

このように仕訳をした時に借方にくる取引が左側、貸方にくる取引が右側に記載されています。仕訳を行う時にその取引がどの取引になるか思い出して下さい。

(2) 仕訳のルール

ここで、ちょっと思い出して欲しいのが、次の算式です。

資産合計＝負債合計＋純資産合計

収益合計＝費用合計＋利益合計

利益は、純資産の部の未処分利益ですから、この2つの式を一緒にすると次のようになります。

資産合計＋費用合計＝負債合計＋純資産合計＋収益合計

(残高は必ず「借方」) (残高は必ず「貸方」)

この式のルールと上記取引の組合せから「仕訳のルール」として次のことを仕訳ごとに考えて下さい。

つまり、資産と費用の増加は、必ず「借方」になりますし、負債・純資産と収益の増加は、必ず「貸方」になります。

資産と費用の減少は、必ず「貸方」になりますし、負債・純資産と収益の減少は、必ず「借方」になります。

(3) 仕訳例

ここで「仕訳のルール」に基づいて取引ごとの仕訳例をみてみましょう。

①資産の増加・資産の減少

普通預金から現金を引き出す場合には、現金という資産が増加し、普通預金という資産が減少します。これを仕訳にすると次のようになります。

(借方) 現金	〇〇〇	(貸方) 普通預金	〇〇〇
---------	-----	-----------	-----

②資産の増加・収益の増加

現金で商品を売り上げた場合には、現金という資産が増加し、売上という収益が増加します。これを仕訳にすると次のようになります。

(借方) 現金	〇〇〇	(貸方) 売上	〇〇〇
---------	-----	---------	-----

③資産の増加・負債の増加

借入をして現金で受け取った場合には、現金という資産が増加し、借入金という負債が増加します。これを仕訳にすると次のようになります。

(借方) 現金	〇〇〇	(貸方) 借入金	〇〇〇
---------	-----	----------	-----

④資産の増加・純資産の増加

株主から資本を払い込まれ現金で受け取った場合には、現金という資産が増加し、資本金という純資産が増加します。これを仕訳にすると次のようになります。

(借方) 現金	〇〇〇	(貸方) 資本金	〇〇〇
---------	-----	----------	-----

⑤負債の増加・負債の減少

買掛金の支払のために手形を振り出した場合には、買掛金という負債が減少し、支払手形という負債が増加します。これを仕訳にすると次のようになります。

(借方) 買掛金	〇〇〇	(貸方) 支払手形	〇〇〇
----------	-----	-----------	-----

⑥費用の増加・資産の減少

給料を現金で支払った場合には、給料という費用が増加し、現金という資産が減少します。これを仕訳にすると次のようになります。

(借方) 給料	〇〇〇	(貸方) 現金	〇〇〇
---------	-----	---------	-----

⑦費用の増加・負債の増加

商品を掛取引で仕入れた場合には、仕入という費用が増加し、買掛金という負債が増加します。これを仕訳にすると次のようになります。

(借方) 仕入	○○○	(貸方) 買掛金	○○○
---------	-----	----------	-----

⑧負債の減少・資産の減少

買掛金の支払のために現金で支払った場合には、買掛金という負債が減少し、現金という資産が減少します。これを仕訳にすると次のようになります。

(借方) 買掛金	○○○	(貸方) 現金	○○○
----------	-----	---------	-----

仕訳をする場合に、これらのことを念頭において行って下さい。

2

振替伝票

仕訳を仕訳帳・入金伝票・出金伝票等で行う方法については、今まで説明してきました。入金伝票・出金伝票については、現金管理のところの説明とおり現金取引についてのみです。

つまり入金伝票は、現金という資産が増える伝票ですので、仕訳を考えた場合、借方が必ず現金勘定となります。出金伝票は、現金という資産が減る伝票ですので、仕訳を考えた場合、貸方が現金勘定となります。

仕訳に使用する伝票には、入金伝票と出金伝票以外にもうひとつ「振替伝票」があります。この振替伝票は、現金取引以外の取引を仕訳する伝票です。

振 替 伝 票		No. _____	
平成 X年 10月 10日	借方科目	摘要	貸方科目
金額			金額
108000	売掛金	(株)北島商店 B商品@10000×10個	100000
	仮払消費税		8000
		仮受消費税	
(108000)	合 計		(108000)

この2つの金額は必ず一致します

3

消費税の取扱

消費税の経理上の取扱として次のことを注意して下さい。

(1) 税込処理と税抜処理

仕訳の金額を消費税込の金額で処理することを税込処理といい、消費税抜の金額で処理することを税抜処理といいます。

①仕入の場合

ここで商品を 10,800 円（内消費税 800 円）で現金購入した場合の仕訳を考えてみましょう。

1. 税込処理

(借方) 仕入	10,800円	(貸方) 現金	10,800円
---------	---------	---------	---------

2. 税抜処理

(借方) 仕入	10,000円	(貸方) 現金	10,800円
(借方) 仮払消費税	800円		

②売上の場合

同様に 10,800 円で現金売上した場合の仕訳を考えてみましょう。

1. 税込処理

(借方) 現金	10,800円	(貸方) 売上	10,800円
---------	---------	---------	---------

2. 税抜処理

(借方) 現金	10,800円	(貸方) 売上	10,000円
		(貸方) 仮受消費税	800円

このように税込処理を行う場合は問題ありませんが、税抜処理をする場合には「仮払消費税」「仮受消費税」を考慮に入れた仕訳を行わなければいけません。現在、消費税率は地方消費税率と合わせて 8% です。その消費税額を支払っている場合には、「仮払消費税」の勘定科目で処理し、消費税額を受け取っている場合には、「仮受消費税」の勘定科目で処理します。

市販されている振替伝票には、すでに「仮払消費税」と「仮受消費税」が印刷されているものがありますので利用されたら便利だと思います。

(2) 課税取引と非課税取引

取引内容によって、消費税がかかる取引とからない取引とがあります。取引を消費税の扱いによって区分すると次のようになります。

①課税取引

消費税がかかる国内の取引で、資産の譲渡等の取引や輸入取引の課税貨物取引をいいます（次の非課税取引や輸出免税取引に該当する取引を除きます）。

②非課税取引

国内の取引で、資産の譲渡等の取引や輸入取引のうち消費税がかからない取引をいいます。

③課税対象外取引

消費税法の課税対象取引とならないもので、国外取引や資産の譲渡等に該当しない取引をいいます。

④輸出免税取引

資産の譲渡等取引に該当しても、輸出取引については消費税が免除されます。

(3) 消費税の免税業者

消費税法上の課税期間（通常2年前における会計期間）の課税売上が、1,000万円以下であれば、消費税を納める必要がありません。この場合、わざわざ税抜処理する必要がありません。但し、法人税法の交際費課税等を考慮して税抜処理することもあります。